



第1回調布市景観計画策定委員会を開催しました♪

調布市景観計画策定委員会は、調布市の景観まちづくりを推進していくために調布市景観計画などの策定について必要な事項を検討する委員会で、以下のような構成となっています。

調布市景観計画策定委員会（13名）

- 市民委員（2名）
- 学識経験者（5名）
 - ◎後藤 春彦（早稲田大学創造理工学部長）
 - 椎原 晶子（晶地域文化研究所 代表）
 - ・木下 剛（千葉大学大学院 准教授）
 - ・杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）
 - ・野口 和俊（弁護士）
- 関係団体等（4名）
 - ・東京都都市整備局都市づくり政策部景観担当課長
 - ・調布市商工会
 - ・一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部
 - ・NPO 法人調布まちづくりの会
- 調布市（2名）
 - ・環境部長 ◎：委員長
 - ・都市整備部長 ○：副委員長

第1回調布市景観計画策定委員会を、平成24年5月23日（水）に開催しました。当日は、11名の委員の方にご出席いただき、景観計画の策定方針などについて検討しました。

主なご意見

- 市民参加は、説明会やパブリックコメントなどのほか、市民が自ら行う景観まちづくりに対する取組について市が支援していくことも検討していく必要がある。
- 今年度の作成スケジュールだけでなく、将来的な景観形成に対する取組も含めたロードマップを検討する必要がある。
- 景観基本計画の基本目標、基本方針を踏まえた景観計画にのりたい。



お知らせ

第2回調布市景観計画策定委員会は、7月11日(水)午前10時から市役所6階602会議室で開催します。

先着5名まで傍聴できますので、ご興味のある方は、当日、会場へお越しください。受付は、当日午前9時30分から午前9時50分までです。詳しくは、市報7月5日号及び市のホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp> をご覧下さい。

調布市の景観まちづくりの取組などについて、景観だよりでお知らせしていきます。

発行 調布市都市整備部 都市計画課 都市計画係

電話番号：042-481-7453 FAX：042-481-6800 Eメールアドレス：tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jp



ちょうふ景観だより 第7号

平成24年6月19日発行



景観計画の検討をはじめました。

調布市は、“人と自然が織りなす ほつ とする暮らしがみえるまち 調布”を基本目標とした『調布市景観基本計画』を平成24年4月に策定しました。景観基本計画では、市の良好な景観形成に向けた景観まちづくりの基本目標、基本方針や推進方策を示しています。

景観基本計画の内容を踏まえ、今年度は、景観まちづくりの一層の推進を図るため、景観法に基づく『調布市景観計画』の作成に取り組みます。

景観基本計画の作成に引き続き、市民の皆さんからのご意見をいただきながら、調布市にふさわしい景観計画の検討をしていきますので、ご協力お願いします。





景観基本計画を策定しました♪

平成23年度に市民検討会や策定委員会で議論を重ね、パブリックコメントなどを経て、調布市景観基本計画を策定しました。

景観基本計画では、個性的で魅力あふれる調布らしい景観づくりのために、景観づくりの基本的な考え方、目標や方針を示しています。

基本目標

人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布

基本方針

- まちの骨格を際立たせる自然環境の景観価値の向上
- 市民生活を支える基盤となる都市施設の魅力的な景観の形成
- 地域の歴史文化を感じさせる景観の熟成
- 地域コミュニティの存在を感じるほっとする暮らしの景観の育成
- 市民のいきいきとした活動がまちの表情を豊かにする景観まちづくり



詳しい計画の内容は、調布市のホームページや窓口で見てね。



今年度は景観計画を検討します♪

景観計画は景観基本計画で定めた目標や方針を実現するための計画

景観計画は、個性的で魅力あふれる調布らしい景観づくりを推進していく一つの方策として、景観基本計画に定めた目標や方針を踏まえた建物などの景観上のルールなどを定める計画となっています。

景観計画で検討する主な項目

- 建物や工作物などの行為の制限（景観形成上のルールや届出行為）
- 屋外広告物の表示や設置についての考え方
- 景観上重要な道路、河川などの指定方針や整備の考え方
- など



ちなみ①

景観法って知ってる？

景観法は、平成16年12月に施行された、良好な景観形成を目的とした総合的な法律です。調布市では、現在、東京都が景観行政団体※として景観行政を実施していますが、調布市の景観の特徴を生かし、よりきめ細かい景観まちづくりを推進していくために、調布市が景観行政団体となり、市独自の景観まちづくりを推進していくことを目指しています。

※景観行政団体：景観法に基づく景観計画を定めるなど、景観行政を担う自治体のことで、景観法の施行により都道府県、政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となっています。それ以外の市町村は、都道府県との協議により景観行政団体となることができます。



ちなみ②

東京都景観計画って知ってる？

東京都は、平成19年4月に東京都景観計画を策定しています。

調布市内も計画の対象範囲に含まれており、地区区分としては国分寺崖線景観基本軸や一般地域に該当しています。



詳しい計画の内容は、東京都のホームページを見てね。

